

国 水 調 第 5 号  
国 水 流 第 2 号  
平成 2 6 年 8 月 2 7 日

北海道開発局建設部長 殿  
各地方整備局河川部長 殿  
沖縄総合事務局開発建設部長 殿

国土交通省水管理・国土保全局  
水 政 課 水利調整室長

河川環境課 流水管理室長

許可期限到来前に変更の許可の申請をした場合における許可期間の  
設定について

水利使用の許可期限が到来する前に、水利使用者が自発的に水利使用の内容を見直し、  
河川法第 2 3 条及び第 2 4 条の許可の申請を同時に行った場合における許可期間の設定に  
ついて、下記のとおり取り扱うこととしたので通知する。

今後、下記の内容を河川事務所等の水利担当者に対して周知徹底し、円滑な事務の執行  
に努められたい。

#### 記

- 1 水利使用者が、水利使用の内容について全面的な見直しを行った上で変更の許可の申請  
書を提出し、河川管理者が審査した場合、許可期間設定の目的である水利使用に付された  
条件の再検討は達成されることから、河川管理者は許可の処分に当たり、おおむね 1 0 年  
間の許可期間を新たに設定できるものとする。

ただし、次の（１）から（５）に該当する申請は対象外とする。

- （１）今後 1 0 年以内において明らかに水利使用の内容の変更が必要な場合
- （２）違法取水等により河川管理者が是正措置等を求めたことによる変更の場合
- （３）申請書の補正の指示等により従前の許可期限を超えた場合
- （４）発電のための水利使用の場合
- （５）安定的な水源が確保されていない場合

2 1の「全面的な見直し」とは、次の(1)から(4)に示す項目について、現行の許可から変更がない場合や該当がない場合も含めて確認が適切になされており、かつ、必要水量の算出及び水収支計算の検討が適切になされていることをいう。

(1) かんがい

- ① 受益地の状況  
受益面積、水田利用・畑利用
- ② 営農計画の状況  
作付計画(期間・品種・面積・水田畑利用)
- ③ 土地的条件の状況  
代かき水深、減水深、日消費水量、TRAM
- ④ その他条件の状況  
有効雨量、かんがい効率、水路維持用水
- ⑤ 水源計画  
ダム、ため池、地下水の利用量や優先順位

(2) 水道

- ① 水需要の見込み  
給水対象区域、給水人口、給水量(生活、営業、工場等)、普及率、有効率、有収率、負荷率、ロス率
- ② 水源計画  
ダム、ため池、地下水の利用量や優先順位

(3) 工業用水

- ① 水需要の見込み  
給水量(用途別必要水量)、負荷率、ロス率
- ② 水源計画  
ダム、ため池、地下水の利用量や優先順位

(4) その他

水利使用の目的を達成するために必要な水量を算出するための根拠となる項目

3 水利使用者に対しては、別紙のひな形により周知すること。

国 水 調 第 6 号  
国 水 流 第 3 号  
平成 26 年 8 月 27 日

各都道府県土木担当部長 殿  
各政令指定市土木担当局長 殿

国土交通省水管理・国土保全局  
水 政 課 水利調整室長

河川環境課 流水管理室長

許可期限到来前に変更の許可の申請をした場合における許可期間の  
設定について

標記について、別添のとおり、北海道開発局建設部長、各地方整備局河川部長及び沖縄  
総合事務局開発建設部長へ通知したので、参考までにお知らせします。

平成 年 月 日

〇〇 〇〇 殿

国土交通省〇〇地方整備局〇〇河川事務所長

許可期限到来前に変更の許可の申請をした場合に付与される  
許可期間について

水利使用者が水利使用の許可期限が到来する前に水利使用の内容を見直し、河川法第23条及び第24条の許可の申請を同時にした場合に付与される許可期間について、下記のとおり、現行許可の許可期限に代えておおむね10年間の許可期間を新たに付与できることとしたのでお知らせします。

#### 記

1 水利使用者が、水利使用の内容について自発的に全面的な見直しを行った上で変更の許可の申請をした場合、申請内容が適切であれば、おおむね10年間の許可期間の付与を新たに受けることができます。

ただし、次の(1)から(5)に該当する申請は対象外とします。

- (1) 今後10年以内において明らかに水利使用の内容の変更が必要な場合
- (2) 違法取水等により河川管理者が是正措置等を求めたことによる変更の場合
- (3) 申請書の補正の指示等により従前の許可期限を超えた場合
- (4) 発電のための水利使用の場合
- (5) 安定的な水源が確保されていない場合

2 1の「全面的な見直し」とは、次の(1)から(4)に示す項目について、現行の許可から変更がない場合や該当がない場合も含めて確認が適切になされており、かつ、必要水量の算出及び水収支計算の検討が適切になされていることをいいます。

(1) かんがい

- ① 受益地の状況…受益面積、水田利用・畑利用
- ② 営農計画の状況…作付計画(期間・品種・面積・水田畑利用)
- ③ 土地的条件の状況…代かき水深、減水深、日消費水量、TRAM
- ④ その他条件の状況…有効雨量、かんがい効率、水路維持用水
- ⑤ 水源計画…ダム、ため池、地下水の利用量や優先順位

(2) 水道

- ① 水需要の見込み・・・給水対象区域、給水人口、給水量（生活、営業、工場等）、普及率、有効率、有収率、負荷率、ロス率
- ② 水源計画・・・ダム、ため池、地下水の利用量や優先順位

(3) 工業用水

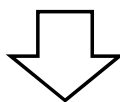
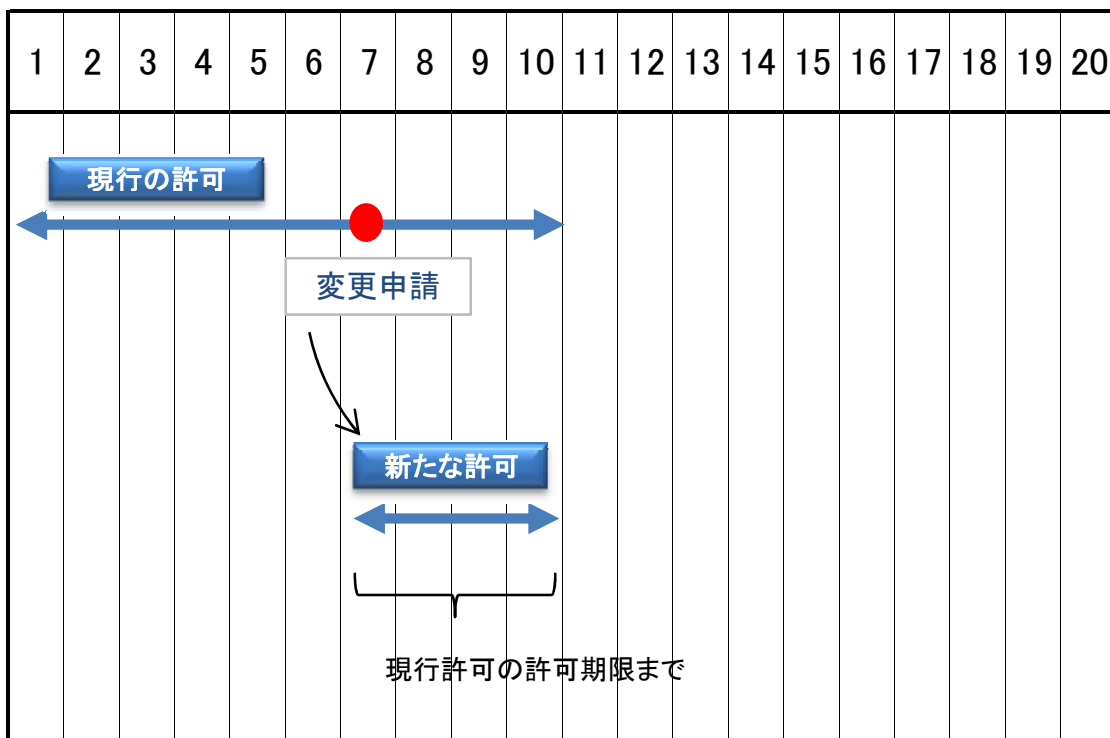
- ① 水需要の見込み・・・給水量（用途別必要水量）、負荷率、ロス率
- ② 水源計画・・・ダム、ため池、地下水の利用量や優先順位

(4) その他

水利使用の目的を達成するために必要な水量を算出するための根拠となる項目

<イメージ図>

これまでの取扱い



今後の取扱い

